

国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業 実施方針等の訂正について(令和5年10月17日)

令和5年9月6日に公表した国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業の実施方針等に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
1	要求水準書 (案)	9	第2章	1	(7)	資料の貸与及び返却	入札公告後には、設計業務に必要な「2018年度 熊本管内電線共同溝測量設計外業務第2編電線共同溝詳細設計修正報告書」の資料を貸与する。また、選定事業者には、事業契約締結後に令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第2編電線共同溝詳細設計」の資料を貸与する。	入札公告後には、設計業務に必要な「2018年度 熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第2編～第5編」の資料を貸与する。また、選定事業者には、事業契約締結後に「令和元年度熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第2編～第4編」、「令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第2編～第3編」の資料を貸与する。
2	要求水準書 (案)	11	第2章	5	(1)ア	現地踏査	詳細設計修正に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。 ア「2018年度 熊本管内電線共同溝測量設計外業務第2編電線共同溝詳細設計報告書」及び令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第2編電線共同溝詳細設計(以下、熊本管内電線共同溝詳細設計と令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第2編電線共同溝詳細設計をまとめて「熊本管内電線共同溝詳細設計等」という。)における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え等の沿道状況を把握すること。	詳細設計修正に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。 ア「2018年度 熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第2編～第5編」及び「令和元年度熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第2編～第4編」、「令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第2編～第3編」(以下、熊本管内電線共同溝詳細設計外業務と熊本管内電線共同溝測量設計業務をまとめて「熊本管内電線共同溝詳細設計等」という。)における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え等の沿道状況を把握すること。
3	要求水準書 (案)	81	資料8	-	-	貸与資料一覧	【設計業務】 1 2018年度 熊本管内電線共同溝測量設計外業務第2編電線共同溝詳細設計報告書	【設計業務】 1 2018年度 熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第2編～第5編
			資料8	-	-	貸与資料一覧	【設計業務】 2 令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第2編～第3編電線共同溝詳細設計	【設計業務】 2 令和元年度熊本管内電線共同溝詳細設計外業務第2編～第4編
			資料8	-	-	貸与資料一覧	【設計業務】 (追加)	【設計業務】 3 令和3年度熊本管内電線共同溝測量設計業務第2編～第3編

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後										
4	要求水準書 (案)	10,11	第2章	2	-	BIM/CIM活用業務 について	<p>2. BIM/CIM活用業務について (1) BIM/CIM活用業務について 本業務は、BIM/CIM適用業務(事業者希望型)である。 契約後において、事業者から3次元モデルの活用希望があった場合、3次元モデルの活用を行うことができる。詳細については、九州地方整備局と協議することとし、以下の(2)～(3)により実施する。 BIM/CIM適用に要する費用については当初計上していない。九州地方整備局との協議に基づき、設計変更を行うものとする。</p> <p>(2) (修正無し) (3) (修正無し)</p> <p>3. 成果の納品 BIM/CIM実施計画書(変更含む)、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。</p>	<p>2. BIM/CIM適用業務について (1) BIM/CIM適用業務について 本業務は、BIM/CIM適用業務(発注者指定型)である。 以下に示す活用内容について、3次元モデルを作成し活用する。 詳細については、九州地方整備局と協議し、以下の(2)～(4)により実施する。 なお、事業者が希望する場合、九州地方整備局が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。 BIM/CIM適用に要する費用については当初計上していない。九州地方整備局との協議に基づき、設計変更を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用内容</th> <th>活用内容の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔義務項目〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定部の確認 (2次元図面の確認補助)</td> <td>2次元では表現が難しい箇所を3次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図る。 ・本業務では、既設構造物、地下埋設物との干渉を確認する。</td> </tr> <tr> <td>出来上がり全体イメージの確認</td> <td>出来上がりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、 【住民説明、関係者協議】で全体イメージの共有を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (修正無し) (3) (修正無し) (4) 成果の納品 BIM/CIM実施計画書(変更含む)、BIM/CIM実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。</p>	活用内容	活用内容の詳細	〔義務項目〕		特定部の確認 (2次元図面の確認補助)	2次元では表現が難しい箇所を3次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図る。 ・本業務では、既設構造物、地下埋設物との干渉を確認する。	出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、 【住民説明、関係者協議】で全体イメージの共有を図る。		
活用内容	活用内容の詳細																	
〔義務項目〕																		
特定部の確認 (2次元図面の確認補助)	2次元では表現が難しい箇所を3次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図る。 ・本業務では、既設構造物、地下埋設物との干渉を確認する。																	
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、 【住民説明、関係者協議】で全体イメージの共有を図る。																	
5	要求水準書 (案)	23,24	第3章	3	-	BIM/CIM活用工事 について	<p>3. BIM/CIM活用工事について (1) BIM/CIM適用工事について ア 本工事は、BIM/CIM適用工事(事業者希望型)である。 イ 契約後において、事業者から3次元モデルの活用希望があった場合、3次元モデルの活用を行うことができる。詳細については、九州地方整備局及び事業者で協議し、以下の(2)～(3)により実施する。 ウ BIM/CIM適用に要する費用については当初計上していない。九州地方整備局及び事業者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。</p> <p>(2) (修正無し) (3) (修正無し) (4) (修正無し) (5) (追加) (5) DXデータセンターの使用 (以下修正無し)</p>	<p>3. BIM/CIM適用工事について (1) BIM/CIM適用工事について ア 本工事は、BIM/CIM適用工事(発注者指定型)である。 イ 以下に示す活用内容について、3次元モデルを作成し活用する。 詳細については、九州地方整備局と協議し、以下の(2)～(5)により実施する。 なお、事業者が希望する場合、九州地方整備局が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用内容</th> <th>活用内容の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔義務項目〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画の検討補助</td> <td>詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。</td> </tr> <tr> <td>2次元図面の理解補助</td> <td>詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考に する。</td> </tr> <tr> <td>現場作業員等への説明</td> <td>詳細設計で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ 等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (修正無し) (3) (修正無し) (4) (修正無し) (5) BIM/CIM適用の費用について ア BIM/CIM適用に要する費用については当初計上していない。九州地方整備局との協議に基づき、設計変更を行うものとする。 イ なお、義務項目は3次元モデルの閲覧(3次元モデルの作成・加工は含まない)による活用となるため、費用は計上しない。 (6) DXデータセンターの使用 (以下修正無し)</p>	活用内容	活用内容の詳細	〔義務項目〕		施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。	2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考に する。	現場作業員等への説明	詳細設計で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ 等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
活用内容	活用内容の詳細																	
〔義務項目〕																		
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。																	
2次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、2次元図面を理解する際の参考に する。																	
現場作業員等への説明	詳細設計で作成された3次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ 等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。																	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
6	実施方針	1	第1章	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝(道路法第2条第2項の2)に定める電線共同溝(道路の附属物)) ・道路(車道、歩道等) ・道路附属物等(道路照明、防護柵) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝(道路法第2条第2項の9)に定める電線共同溝(道路の附属物)) ・道路(車道、歩道) ・道路附属物等(道路照明、防護柵等)
7	実施方針	7	第2章	5	(1)ク	応募者の構成	代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。	代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の 応募グループ の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
8	実施方針	7	第2章	5	(1)ケ	応募者の構成	代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。	代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の 応募グループ の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
9	実施方針	8	第2章	5	(2)オ	応募者の構成	競争資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)に基づく指名停止を受けていないこと。	競争 参加 資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)に基づく指名停止を受けていないこと。
10	実施方針	10	第2章	5	(3)ウ	外国資格を有する技術者	外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相応又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局)または国土交通大臣認定(総合政策局又は土地・建設産業局)を受けている必要がある。	外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相応又はRCCM相当との 旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課) または 国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設市場整備課) を受けている必要がある。
11	実施方針	11	第2章	5	(3)エ	設計企業の参加資格要件	上記イ、ウの(イ)の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年1月4日付け国官技第187号にて改正)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。	上記イ、ウの(イ)の実績として挙げた業務成績評定点が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号並びに平成23年3月28日付け国官技第361号、平成30年1月4日付け国官技第187号にて改正)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。 調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評価点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。
12	実施方針	13	第2章	5	(6)ウ	維持管理企業の参加資格要件	九州地方整備局における一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」に認定されている者であること。なお、当該一般競争(指名競争)参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。	九州地方整備局における一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕 工事 」に認定されている者であること。なお、当該一般競争(指名競争)参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。